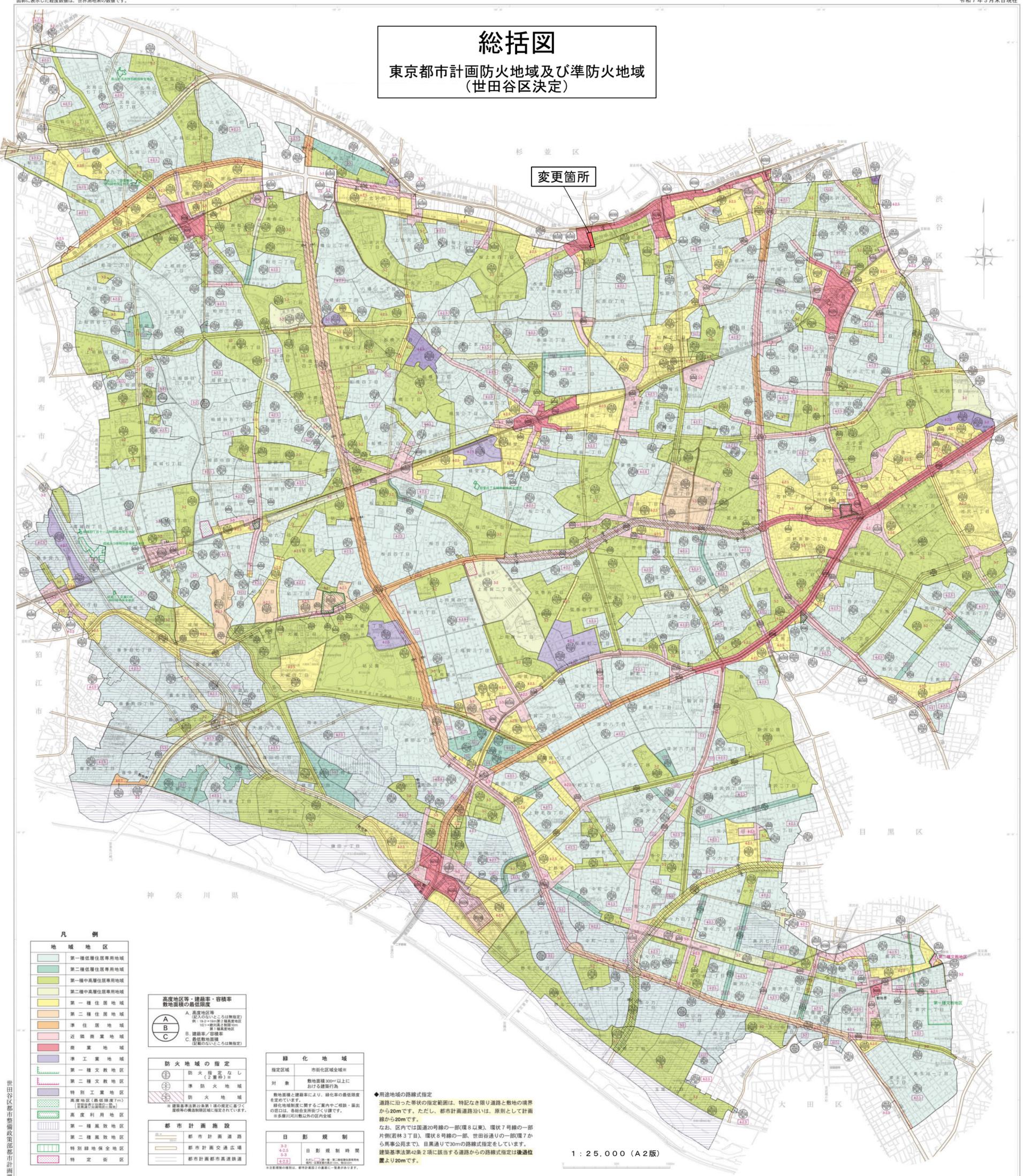


総括図

東京都市計画防火地域及び準防火地域 (世田谷区決定)

変更箇所



凡例

地域地区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(容積率75%) (普通地区に準ずる)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の指定程度

A	高度地区等 (指定のないところは無指定) 容積率: 容積率100% 建蔽率: 建蔽率30%
B	建蔽率/容積率 指定なし
C	容積率指定なし (指定のないところは無指定)

防火地域の指定

	防火指定なし (2重枠)
	防火地域
	準防火地域

緑化地域

指定区域	市街化区域全域
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所が便利です。 ※多摩川川口橋以外の区内全域	

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以西)、環状7号線の一部(片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

1:25,000 (A2版)

世田谷区都市整備政策部都市計画課

この図は、「都市計画図(都市計画)データベース」を基に作成されています。
[世田谷区白地図データベース]の著作権は、国(国土院)に帰属します。